



No. 345

2019年2月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 伊藤 正 則
編集人 藤 田 英 二

広報 連合山口

<http://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費に含む)

連合山口結成30周年記念式典 30th Anniversary



▲連合山口網戸会長挨拶



▲功労者の皆様と網戸会長(中央)



▲功労者代表挨拶



▲労福協中繁会長挨拶



▲<記念講演>トークショーの様子

講師: スポーツコメンテーター 中畑清氏



▲村岡副政知事挨拶



▲鏡開き



▲祝賀会の様子



2019春季生活闘争勝利決起集会のご案内

●と き: 2019年 3月9日(土) 10時00分~12時30分

●と ころ: 労福協会館4階 大会議室 山口市緑町3-29

【参加要請】加盟全単組の代表者および春闘担当者



もくじ

p1

連合山口結成30周年記念式典・講演・祝賀会

p2-p3

2019春季生活闘争方針

p4

地協便り・労働相談事例・労働相談ホットライン

Ⅱ. 中小企業労組対策

1. 「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた月例賃金にかかる取り組み

企業数の99.7%、全従業員の約7割を雇用する中小企業の経営基盤の安定とそこで働く労働者の労働条件の向上、人財の確保・育成は、日本経済の「底上げ・底支え」「格差是正」の必要条件であり、健全で自律的かつ持続的な発展にとって不可欠である。

こうした認識のもと、近年賃上げを実現してきたが、水準の格差は依然存在しており、この是正に取り組むことは最重要課題である。「格差是正」の実現をはかるため、連合が集約した個別賃金データを基にした賃金水準を「最低到達水準目標値」として設定し、これを参考に「底上げ・底支え」に寄与する配分を求める。

なお、各単組はそれぞれの企業実態を踏まえつつ、到達水準目標を設定する。

(1) 賃金引き上げ要求目安

賃金の絶対額を重視した月例賃金の引き上げに取り組む。

①賃金実態が把握できている単組

賃金カーブ維持相当分(1年・1歳間差)を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標(※下記枠囲み参照)とを比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。

※単年で要求だけでなく、複数年で格差を是正する方法も可。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。

②賃金実態が把握できていない単組、または上記取り組みが難しい単組

連合加盟中小組合の平均賃金水準(約25万円)と賃金カーブ維持分(1年・1歳間差)をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準(約30万円)との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。

具体的には、連合加盟組合平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標金額とし、賃金カーブ維持分4,500円を加え、総額10,500円以上を目安に賃金の引き上げを求める。

<賃金引き上げ要求の概要図>

要求金額	賃金引上分
6,000円	賃金カーブ維持分 4,500円
10,500円	

(2) 18歳最低賃金と最低到達水準の協定締結

組合員の賃金実態をもとに、公正な賃金、生活できる賃金を実現するために、企業内において18歳の最低賃金を要求・交渉し、協定化をはかる。同時に、中途入社者の賃金を底支えする観点からも年齢別最低到達水準について協定締結をめざす。

(3) 人材育成と教育訓練の充実

中小企業の維持・発展、非正規労働者の雇用安定に向けては、能力開発など人材育成の充実が欠かせない。教育訓練機会の確保や職場での働き方など、様々な状況を踏まえ付加価値創造の源泉である「働くことの価値」を高めていくためにも、広く「人への投資」を求めていく。

Ⅲ. 全体的な取り組み

1. 非正規労働者の処遇改善

連合本部方針に基づき、連合山口に結集する各単組は、組合員のみならず未組織の非正規労働者も含めた処遇改善に取り組む。

(1) 雇用安定に向けた取り組み

1) 正社員への転換ルールの導入・明確化・転換促進
正社員に転換するための制度を整備し、また制度の運用状況を点検することを通じて、正社員化を希望する者の雇用安定を促進する。

連合山口2019春季生活闘争方針

「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲを実現しよう!

連合山口は、12月20日に第2回執行委員会を開催し、自らが要求し解決をめざす山口県内の中小企業労組の賃金交渉対策を中心とし2019春季生活闘争を決定し、以下の取り組みを確認した。



*1 高卒初任給目標値(172,500円)を厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の所定内実労働時間全国平均(165時間)で除し、時給換算したもの
②すでに時給1,050円超の場合は、正社員との均等待遇の観点から改善を求める。

Ⅰ. 2019春季生活闘争のポイント

2019春季生活闘争は、賃上げの継続による「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に推し進めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に取り組み、「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」「経済の自律的成長」をめざす闘争である。

「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を実現するためには、継続した所得の向上と将来不安の払拭による消費の拡大に加えて、労働組合の有無にかかわらず、一人ひとりの働きの価値が重視され、その価値に見合った処遇が担保される社会を実現していく必要がある。2019闘争はその足がかりを築いていく年と位置づけ、まずは中小組合や非正規労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていくためにも、賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」を追求する闘争を強化していく。

その上で、賃上げ要求については、**社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点を踏まえ、2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度とする。**

また、長時間労働を是正し、個々人の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整える。あわせて、「賃上げ」と「健全で安全な働きがいのある職場の実現」が同時に推し進められるよう、取引の適正化の実現を社会に向けて発信していく。

2. 企業内最低賃金協定の締結促進および水準の引き上げ

すべての労働者の処遇改善のため、企業内最低賃金の協定の締結拡大、水準の引き上げ、および適用労働者の拡大をはかる。このため、すべての単組は、当該産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で最低賃金の要求を行い、協定化を図る。とりわけ、山口県特定(産別)最低賃金の対象となる単組は、2018年度に設定された山口県の特定期間(産別)最低賃金の水準を下回らないことはもとより、今回の引き上げに寄与する水準(現行の特定最賃水準+27円以上を目安)で要求する。また、すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。

18歳高卒初任給の参考目標値…… 172,500 円*1

*1 連合2018「賃金・一時金・退職金調査」速報値より主要組合の高卒初任給の平均額に2%分を上乗せした額(172,500円)

3. 春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み

構成組織は、非正規労働者の組織化と処遇改善をめざして、「職場から始めよう運動」をより強化し、同じ職場で働くパート・有期契約などの非正規労働者および再雇用者(定年退職者)の組織化に積極的に取り組むよう指導していく。また、未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを組織化のターゲットに定め、加盟組合とともに、同じ産業で働く未組織労働者、未組織企業の組織化に取り組む。連合山口は、集团的労使関係の重要性を社会的にアピールする取り組みを行うとともに組織化を進めていく。さらに、「全国一斉集中労働相談ホットライン」(2月6日～8日)を通じて、労働相談からの組織化をより一層強化していく。

種 類	業 種	金 額	効力発生日
山口県最低賃金	山口県内の事業所で働くすべての労働者に適用	8 0 2 円 (引き上げ額+25円)	2018年10月 1日
特定(産別)最低賃金	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	9 3 9 円 (引き上げ額+26円)	2018年12月15日
	輸送用機械器具製造業	9 0 9 円 (引き上げ額+26円)	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	8 6 5 円 (引き上げ額+26円)	
	百貨店、総合スーパー	8 2 2 円 (引き上げ額+27円)	

春闘メモ

☆都道府県別リビングウェッジとは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているものである。(労働者として健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保険・医療」に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、費目ごとに計算したもの)

地協便り

県央地域協議会から



▲挨拶をする大塚議長

昨年12月1日、防府市で第8回定期総会を開き、中間年の今年は「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、活動の「重点化」と「選択と集中」を意識した活動方針と予算を確認してスタートしました。

とりわけ、組織の強化・拡大を基本に、①次代を担う若手リーダーの発掘・育成、②政策制度

の実現に向けた取り組みのさらなる充実、③政治活動の充実強化を重点課題と位置付けています。

なかでも、青年委員会は昨年から東ソー労組の吉次雅人委員長のリーダーシップの下、頻繁に会議や交流を重ねるにつれ活動の気運も高まり、人材確保と運動の前進に明るい兆しがみえてきました。

次に、地域活動の1丁目1番地である政策実現に向け、政策要求アンケートの前段で政策立案能力を高めるため推薦議員や首長と連携し労働政治学習会を開催します。2月上旬から地区会議毎に実施し、働く者、生活者の立場からの意見反映に繋げていき

次の飛躍へ 確かな一歩を！

～ 県議選の全員当選を実現しよう!! ～

ます。今年から新たに青年委員会にも参加を呼び掛けています。

また、4月の統一自治体選挙や7月の参議院選挙は、個別の労使関係だけでは解決できない諸課題について共有し、代弁者となり得る議員を増やすための重要な選挙です。

県議選では、小田村克彦氏（山口市・新）、井上剛氏（防府市・現）、戸倉多香子氏（周南市・現）を推薦し、「勝ちに拘る」取り組みを展開します。共にがんばりましょう！

— 編集人：鶴岡事務局長 —

事務所移転のお知らせ

県央地域協議会〔新住所〕

〒745-0045 周南市徳山港町1-1

（旧周南市役所港町庁舎2階）

労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：自動車整備業 社員

自分が勤務する会社は、大型の営業車両を整備しているので突発の車両故障があった時は勤務を終えて自宅に帰っていても呼び出され、再出社して整備対応することもある。緊急な事なので仕方無いと思って対応しているし、時間外割増も貰ってはいるが勤務が何時間にも及ぶこともあり、一体何時間まで時間外勤務が出来るのか？労働組合もなく聞くとところもないので法的なルールを教えてください。

回答



法定労働時間は、原則【1週40時間、1日8時間】でこれを超えて働いた場合には時間外労働となる。しかし、労働者の過半数で組織する労働組合、それが無い場合においては労働者の過半数を代表する者と書面による協定（※36協定と呼んでいる）をし、所轄の労働基準監督署長に届け出れば法定労働時間を超えて労働させることが出来るので、協定を交わした時間まで（上限あり）は時間外勤務が可能であることを伝え、この協定内容を会社に確認してみる。また、一定期間内に平均して法定時間を守る変形労働時間制もあることを説明した。なお、過半数代表者の選出は投票や挙手など民主的な方法で選出されるべきことと、一人でも加入できる労働組合の“連合山口ユニオン”への加入や同僚たちと一緒に新たに労働組合結成も検討する場合にはサポートするので何かあれば再度連絡するよう助言した。

あなたの職場はどうですか？

Action!

36 働き過ぎに レッドカード!!

～ 2019年4月から時間外労働に
上限規制が導入されます ～

連合 全国一斉集中

労働相談 ホットライン

秘密厳守 相談無料 携帯・スマホからもOK
フリーダイヤル 0120-154-052
いこうよ れんどうに

日程 2019年 2月6日(水)～8日(金)
時間 10:00～19:00

※上記期間以外も受け付けています。

● 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1

TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内

TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内

TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

● 中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労協会館3階

TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131

〔連合山口QRコード〕



連合山口 検索

<http://rengogy.com/>